

# 令和6年度 退職事務説明会 退職後の医療保険制度について

公立学校共済組合宮城支部  
給付班(短期給付)  
022-211-3676

2

## 本日の内容

- 1 退職後の医療保険制度
- 2 退職後に加入できる医療保険
- 3-1 任意継続組合員について
- 3-2 任意継続組合員の加入手続き
- 4 被扶養配偶者の年金手続き
- 5 事務手続きについて

3

## 1 退職後の医療保険制度

退職の翌日から 公立学校共済組合の組合員資格は**喪失**

※例外...公立学校で仕事を続けて

フルタイムの再任用職員、短期組合員に該当

**退職後は  
他の医療保険制度に加入が必要**

退職後の医療保険は  
自分自身の選択で。  
手続きも自分で行う。  
手続きには「期限」があるんだね！



4

## 2 退職後に加入できる医療保険

- ① **公立学校共済組合の組合員**
- ② **健康保険等の被保険者**
- ③ **任意継続組合員**
- ④ **健康保険等の被扶養者**
- ⑤ **国民健康保険**

## 2 退職後に加入できる医療保険

### ① 公立学校共済組合の組合員

4月以降  
再任用(フルタイム)や、共済加入対象の条件で講師等になる場合は  
現在加入している「公立学校共済組合」を継続

注意点

短期給付(医療保険)  
掛金の払込方法 } 3月までと同じ

手続き・詳細は

4月以降の所属所で

※任用条件によっては「短期組合員」としての資格継続となります。  
短期組合員は短期給付事業及び福祉事業の一部の適用を受け、  
長期給付事業は適用されず、厚生年金に加入することになります。

## 2 退職後に加入できる医療保険

### ② 健康保険等の被保険者

民間企業、国や私立学校等に再就職する場合  
「全国健康保険協会(協会けんぽ)」や、当該企業の健保組合、  
国や私立学校の共済組合等に参加

注意点

雇用条件により加入可否があり

手続き・詳細は

再就職先へ

7

## 2 退職後に加入できる医療保険

### ③ 任意継続組合員

退職後 最長2年間加入できる  
 在職中とほぼ同様の短期給付を受けられる  
 3月までの被扶養者は引継ぎとなる ※被扶養者の掛金は引き続き不要

注意点

**3-1 3-2で説明します**

手続き・詳細は

現在の所属所で手続き  
 R7.2月～4/18まで完了**必須**

8

## 2 退職後に加入できる医療保険

### ④ 健康保険等の被扶養者 ※家族の被扶養者

家族が勤め先の健保の被保険者/共済組合の組合員（本人）で  
 認定の要件を満たせば、「扶養に入る」ことができる  
 保険料/掛金の負担はありません。

注意点

**加入要件を事前に要確認**

例) 年間収入 130万円未満  
 (60歳以上・障害年金受給者は180万円未満)

手続き・詳細は

家族の勤め先

## 2 退職後に加入できる医療保険

### ⑤ 国民健康保険

再就職先で健康保険に入らない  
任意継続しない  
家族の扶養に入らない



**国民健康保険に加入**

注意点

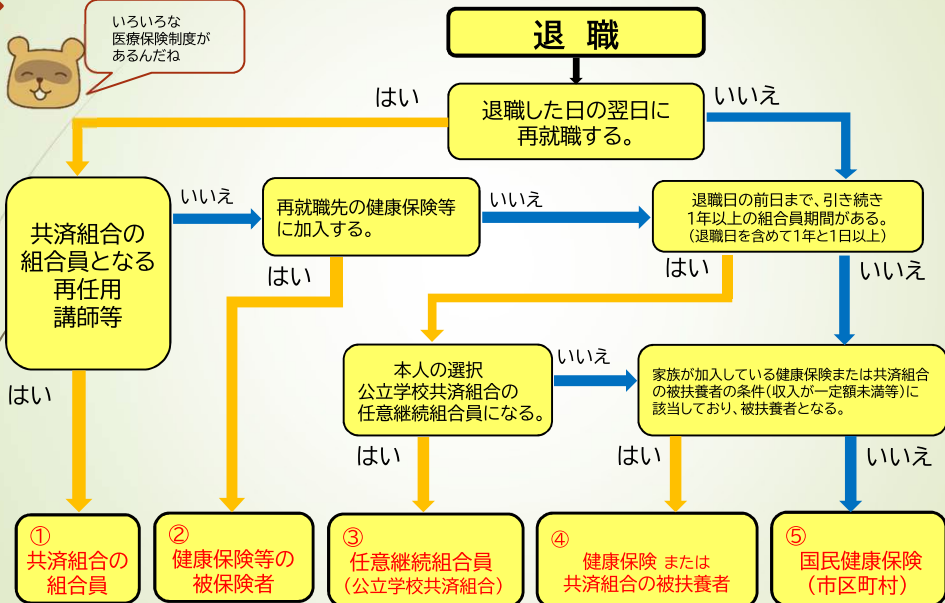
- ・前年の収入が高いと保険料が高額に
- ・「扶養」がないため、これまでの被扶養者それぞれ加入が必要。

手続き・詳細は

居住地の市区町村国民健康保険担当課  
※資格喪失証明書が必要

保険料の試算  
などは  
事前の相談が  
おすすめです

### 退職後の医療保険制度加入選択



## 退職後の医療保険制度加入選択

	②健康保険等の被保険者	③任意継続組合員	④健康保険 または 共済組合の被扶養者	⑤国民健康保険 (市区町村)
給付内容	健康保険または共済組合により異なる	現職時とほぼ同じ	健康保険または共済組合により異なる	附加給付がない等、健康保険や共済組合より給付額は少額になることがある
掛金 (保険料)	健康保険または共済組合により異なる	雇用主負担がなくなるため最大で在職時の2倍	被扶養者となるため負担なし	前年の収入を基に算出 (市区町村により異なる)
窓口	再就職先の医療保険担当	退職時の所属所 公立学校共済組合宮城支部	家族の勤め先の医療保険担当	市区町村役場の国民健康保険担当課
その他	採用条件によっては加入対象外となる場合もある	被扶養者制度についても在職時と同じ 退職の日から20日以内に手続き完了必須	被扶養者になるための条件は事前に要確認 加入要件の一つである「収入」には年金も含まれるため注意	被扶養者制度がないためこれまで被扶養者であった方の保険料を世帯主が負担することになる

## 3-1 任意継続組合員について

### ③ 任意継続組合員

退職後 最長2年間加入できる  
在職中とほぼ同様の短期給付を受けられる  
3月までの被扶養者は引継ぎとなる ※被扶養者の掛金は引き続き不要

#### 加入要件

退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であること  
(退職日を含めて1年と1日以上)

退職の日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」を所属所長を経由して提出し、掛金を納入すること

## 3-1 任意継続組合員について

## ③ 任意継続組合員

注  
意  
点

掛金は ・「全額自己負担」 事業主負担はなくなります  
 ・自分自身で払い込む  
 →期日に遅れば「資格喪失」となります

掛金額は退職時の標準報酬月額 / 平均標準報酬月額で決まる  
 令和6年度の平均標準報酬月額…38万円  
 →退職時の標準報酬月額が高額だった方は、  
 国保に入るよりも負担額が低くなる可能性も。

2年目の掛金額は1年目と同額  
 →1年目に仕事しなければ 2年目掛金; 任継>国保?

## 任意継続掛金の算出方法

別紙2もあわせてご覧ください。



任意継続掛金(月額) = AとBのいずれか少ない額 × 定款で定める率

掛金の算定の標準となる額 (A,Bのいずれか少ない額)	定款で定める率(令和6年度)	
		40歳～64歳
<b>A 退職時の標準報酬月額</b>	短期掛金率	短期掛金率
<b>B 組合員の平均標準報酬月額</b> (令和6年度 380,000円)	93.2/1000	93.2/1000
	介護掛金率	介護掛金率
令和7年度の平均標準報酬月額は、 令和7年1月中旬に所属所あてお知らせします。	15.92/1000	徴収しません

## 3-2 任意継続組合員の加入手続き

『任意継続組合員申出書』を所属所長を経て共済組合に提出。  
 期限までに掛金を納入する。  
 手続き完了→「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が御自宅に送付されます。

<令和7年3月31日退職者の掛金払込方法>

- a 12か月前納
- b 6か月前納
- c 4月分・5月から翌年3月分(11か月分前納)
- d 4月分・5月から9月・10月から翌年3月分  
(5か月分前納・6か月分前納)
- e 各月払い

※退職手当からの掛金控除はありません。

毎回の期限までに納入が確認できない場合は、任意継続組合員の資格が消滅します

## 任意継続組合員申出書・払込の期限 令和7年3月31日退職者の場合

◎選択した払込方法によって申出書提出と払込みの期限が異なります

	申出書提出 期限	払込期限	前納割引
a 12か月前納	3/4(火)	3/27(木)	あり
b 6か月前納	3/4(火)	3/27(木) 9/30(火)	あり
c 4月分、 5月～翌年3月分まで前納	4/16(水)	4/18(金) 4/30(水)	あり
d 4月分、 5月～9月分前納、 10月～翌年3月分まで前納	4/16(水)	4/18(金) 4/30(水) 9/30(火)	あり
e 各月払い	4/16(水)	4/18(金) 各前月末日まで	なし



## 3-2 任意継続組合員の加入手続き

### 注 意 点

#### 現職時の保険証は返納

新たに保険証（任意継続組合員証）は発行され**ません**

→**マイナ保険証の手続きを！**

マイナカード無い方：申出時「資格確認書」の交付申請を

任継期間中の各種手続きは御自身で行います。

（旧所属所経由とはなりません）→給付班まで御連絡ください

#### 2年目の継続

R8年2月頃 御自宅宛てに通知します  
2年目は継続せず国保や扶養に変えたい場合は  
所定の手続きが必要です

## 4 被扶養配偶者の年金手続き

20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる方は  
退職後の「年金手続き」をお忘れなく！

### 国民年金(基礎年金)の被保険者の種別

種別	どのような人
第1号被保険者	国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者、学生などで、第2号及び第3号に該当しない人
第2号被保険者	厚生年金の被保険者 (65歳以上で老齢年金を受ける人を除く)
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

## 4 被扶養配偶者の年金手続き

### 組合員が再就職し年金制度に加入するとき

#### 【再就職先で手続き】

- ・組合員→年金制度に加入
- ・被扶養配偶者→第3号被保険者となる
- ・保険料→再就職先を通して納める

詳しくは  
居住地の市  
区町村国民  
年金担当に  
お問い合わせ  
ください。

### 組合員が再就職し年金制度に加入しないとき

### 任意継続組合員または国民健康保険に加入するとき

#### 【市区町村国民年金担当で手続き】

- ・組合員→国民年金第1号被保険者
- ・被扶養配偶者→国民年金第1号被保険者
- ・保険料→自分で納める



## 5 事務手続きについて

- (1) 退職後の医療保険の手続きに必要な「資格喪失証明書」、  
交付のためには、退職関係の書類提出が必要です。  
ホームページで必要書類を御確認の上、速やかに提出してください。

提出書類は [☞ 公立学校共済組合宮城支部トップページ](#) > [宮城支部トップページ](#) > [こんなときガイド](#) > [様式ダウンロード](#) > [資格関係\(組合員・被扶養者\)](#) > [組合員資格を喪失\(退職・転出\)するとき](#)

- **組合員証、被扶養者証を必ず回収してください。**
- **資格喪失証明書は4/1以降に退職者自宅宛てに発送します。**  
※退職後すぐに転居する人...住所変更届を先に提出!
- **4/1~就職する人は、資格喪失証明書は申請不要です。**

## 5 事務手続きについて

### (2) 任意継続

加入に関する通知は、令和7年2月上旬に発出予定です。

**希望する納付方法により申出締切や掛金納付締切が異なります**ので通知内容を十分に確認し、締切に遅れないように御注意ください。

#### 注意点

- **起票日付、收受印** 12か月/6か月前納の申出はかならず「令和7年3月31日」
- **事前相談が必要** ※事務担当者から給付班にお電話ください
  - ・「次の任用」「次の就職」まで1日～数日空く間、任意継続できるか？
  - ・現在の被扶養者を引継がない人

## 5 事務手続きについて

### (3) 「保険証」廃止について

令和6年12月2日以降、「組合員証」「被扶養者証」の発行はできません。

#### イ 「保険証」廃止以降 新たに資格を取得する人は…

- 〔a マイナ保険証
- 〔b (マイナ保険証を持っていない人) 資格確認書

→ **今年度退職者は、4月以降 aまたは bを持ちます** (資格継続者を除く)。

#### ロ 交付済の「保険証」はもう1年間使える

経過措置により、**交付済の保険証は令和7年12月1日まで使えます。**



御清聴ありがとうございました

23

公立学校共済組合宮城支部 給付班